

## 第 11 回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：令和 2 年 12 月 21 日（月）

14 時 30 分～16 時 30 分

場所：逗子市役所 5 階 第 3・4 会議室

### 出席者

- [メンバー] 田中 美乃里、歌代 光雄、菊井 健一、熊岡 寛展、熊倉 武夫、  
若菜 克己、福井 八洲雄、牛嶋 美代子、菊池 俊一、安重 宣子、  
飯野 幸、菊池 千春、岡田 和夫、岩佐 正朗、松田 政治、深澤 忠房
- [オブザーバー] 逗子警察署地域課、横須賀三浦地域県政総合センター企画調整課、  
鎌倉保健福祉事務所環境衛生課、横須賀土木事務所許認可指導課、
- [事務局] 逗子市市民協働部経済観光課  
課長 黒羽 秀昌、係長 大野 宏子、主任 楠元 仁、主事 宮上 敦久

### 欠席者

- [メンバー] 近藤 和善、徳本 恒徳、和田 修芳
- [オブザーバー] 公益財団法人かながわ海岸美化財団

### 会議公開の可否

可

### 傍聴者

3 名

### 会議次第

1. 開会
2. 議題
  - (1) 令和 2 年度検討会報告書(案)について
  - (2) 逗子海水浴場の振興について
  - (3) その他
3. その他

### 配布資料

- 資料 1. 令和 2 年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書(案)
- 資料 2. ニューノーマルな逗子海岸活用提案

## 1 開会

- ・事務局より、検討会は傍聴できることと、マスコミの頭撮りについて説明を行った。
- ・事務局より、資料確認と本日の会議の趣旨の説明を行った。

## 2 議題

### (1) 令和2年度検討会報告書(案)について(資料1)

- ・事務局から資料1「令和2年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書(案)」について説明を行った。
    - 前回の検討会においていただいた意見等を検討会報告書の項目ごとにまとめた。海水浴場の開設期間や海の家営業時間、振興策は結論がでていないため記載していない。
    - まずは記載内容に誤りが無いか等をご確認いただき、その後結論が出ていない項目の議論をいただきたい。
    - 本日の検討会の内容を踏まえて事務局で最終的な案をまとめ、各メンバーにご確認いただいた後に市長にご提出いただく。
  - ・資料1の項目ごとに次のとおり議論があった。
    - ①「1.はじめに」について
      - 原案通り了承
    - ②「2.運営検討会の活動」について
      - 原案通り了承
    - ③「3.条例・規則・ルール」■利用者に関する内容について
      - 3ページ<報告>10行目「一步踏み込んだ対応が必要との意見があった。」の部分は、特に意見が多かったため、「一步踏み込んだ強い対応が必要との意見が多数あった。」に変更してもらいたい。
      - 4ページ(ルールを守らない利用者)2行目「テレビ局等にさらに～～」の部分は、発言の趣旨に沿うように「テレビ局等を通して～～」に変更してもらいたい。
      - 5ページ(ごみ)15行目「依然としてあるため～～」の部分は、文章が分かりにくいいため「依然として多い。」に変更してもらいたい。
    - ④「3.条例・規則・ルール」■来年度海水浴場開設に向けて 開設の可否
      - 原案通り了承
    - ⑤「3.条例・規則・ルール」■来年度海水浴場開設に向けて 海水浴場開設期間
      - 海を家の解体期限が例年通りになるよう努力してもらえれば、開設期間を一週間後ろにずらすことも良いかと思う。
      - 来年度のルールにおいて具体的に日付を明記してしまうと一日でも超えた場合に違反となってしまうため、努力義務とできるような記載を検討してもらいたい。
- ⇒挙手でメンバーの意見を確認したところ、条件付きで開設期間をずらすことを認める意

見が大勢を占めた。

⑥「3. 条例・規則・ルール」 ■来年度海水浴場開設に向けて 海の家営業時間

- 海水浴場の開設可否も分からない状況では決められず、現状では結論が出せないため、最終的な判断は後のほうがいい。
  - 新型コロナウイルス感染症の対策は営業時間短縮が最たるものである。
  - 今の状況で議論しなければならないとは考えていないため、来年の開設の検討の際にもう一度議論していただきたい。
  - 営業時間を延長する場合の事務スケジュールはどのようになるのか。
- ⇒営業時間を延長するには規則の改正で対応できるが、営業時間延長に伴う警備費用等の増額を令和3年度当初予算へ反映するためには1月初旬が期限となる。規則の内容についてはこの場で決定されるわけではなく、報告書の内容を参考に市が決定することとなる。
- 閉店のパトロールを海岸組合が行う等により、予算の増額が生じないようにしたい。
  - 今議論すべき内容ではないため、このような状況を報告書へ記載するようにしてもらいたい。

⑦その他

- 報告書に項目立てはないが、年々西浜の砂が減少しており、海に入ると岩がすぐに見えるような状況になっている。それにより、西浜で泳ぐと怪我をしたり、溺れたりする危険性が高まっているため、遊泳区域を東へずらす等の検討をしたほうがいい。特に夢庵から西側が顕著である。
- 東浜は波が落ちていてSUPが出航するのに適しており、遊泳区域が東にずれると愛好者を追いやることになる。
- 葉山新港ができてから潮の流れが変わったことが原因と思われ、田越川の河口はむしろ砂が多く流れ着いてしまっている。
- 神奈川県へ養浜の頻度を増やすように要望すべきだと思う。
- 市は毎年県に対し養浜の要望を出しているが、量や手法は横須賀土木事務所に対応している。
- 東の砂を西に移すのでは対症療法でしかないため、原因を解消しないことには解決しないのではないか。
- 他の海岸で沖にテトラポットを設置することで潮の流れが変わり、状況が改善した事例もある。逗子海岸もそういった対応をしないと将来的に砂浜が消滅してしまうのではないか。
- 同様の手法で改善した海岸と改善しなかった海岸があるため、不明な部分はある。
- 今すぐずらすということではないが、検討をすべき時期ということを報告書に記載してもらいたい。新たに項目立てし、西浜が遊泳区域として適さなくなってきたことから、東側へずらす検討も必要だが、対症療法でしかないため、県への働きかけ等で原因究明とその対応を要望すべきと付け加える。

(2) 逗子海水浴場の振興について

- ・ブルーフラッグについて、逗子海岸営業協同組合より説明があった。
  - 2022年の取得を目指しており、日本では6番目となる予定。
  - 初年度は水質検査が年間26回あり、何十項目もの基準をクリアして、バリアフリー化も達成することでブランディング向上につながる。海の家グリストラップを必須化し、2027年までに下水の整備を目指す。2030年に国連が定めているSDGsの達成率も上昇する。
  - 検討会のみなさんにもバックアップしてほしいと思っている。
- ・説明を受けて次のとおり質疑等があった。
  - 認定は国際機関が行うが、申請は組合が行うのか。  
⇒海水浴場の設置者である市が申請を行う。
  - 費用は市が負担するのか。  
⇒市の費用負担も要望はしているが、海岸組合も捻出する。
  - 良い方向へ向かうこともネームバリューが上がることも理解できるが、申請して認定されなかった際にはどれほどイメージダウンにつながるのか。  
⇒事前に認定されるかの調査を行い、認定される場合のみ申請するため、申請して認定がされないといった状況にはならない。
  - 周辺の藤沢や鎌倉が取得していて逗子はどうなのかと比較されることはあると思う。取得することはいいと思うが、2022年度の予算を確保するには、市民の理解が追いついておらず、海岸組合が先走っている状況と思う。他の浜はどういったメリットを持っているのか。  
⇒自分たちの浜の誇りになる。先々に海岸を残すには今やらなければならない。
  - 取得に向けて取り組むことで海岸がより良くなるのであれば良いと思う。
  - 過去には対立するような関係性であった海岸組合が、逗子海岸を良くするために取り組もうとしている活動を応援したい。5年後10年後に取得するのであればいいと思う。費用も捻出し、市が無理だと思っていた下水の整備も取得に向けて取り組む中で県も動くことで可能性があるならば尚更取り組むべき。海水浴場条例を制定する際に参考にした須磨海岸が取得しているのであれば当然取りたいと思う。
  - 綺麗な海岸ランキングというものをインターネット見た際に、逗子は上位に位置しており、こういった項目を重要視する流れがあり、今後は海水浴場に必要なものになっていくのだと思う。それを海岸組合が取得に向けて取り組むのであれば有難い。市も応分の負担をすべきと考える。
  - 将来の世代に海岸を残していくには、砂の問題も含め全体で考えていかなければならないと思うため、海岸組合だけがお金と労力をかければ良いというわけではないと思う。
  - 海岸組合が取り組んでいくのであれば、市民に知ってもらって共感を得られるようにして、誇れる海岸の共有もしてほしい。
- ⇒市民の協力がなくして取得はできないと思っているため、説明会等もやりたいと思っている。

・資料2について

- 大変革のタイミングにきており、若者がただ飲んで遊んでということでは住民は喜ばないため、誰のために海水浴場開設するのか考えるべきだと思う。昨年のごみと治安とルールを守らない外国人が問題になり、解決するには良い客層に来てもらうことが重要と考える。そのために浜辺にワーキングスペースを用意し、海岸を仕事場として開放することで遊ぶ海水浴場ではなく、働く場所としても提案してはどうか。夏期のみでなく長期間に予約制で実施することで、短期間に集中して客を呼ぶのではなく、一年を通して分散した海岸の利用が可能となる。来夏から実施してはどうか。
- 来夏からというのは早すぎるのではないか。
- 移動可能な物であれば台風の際に一時的に撤去することも可能。海岸組合にレストラン併設等により食事の提供をしてもらうことで、夏期にもメリットがあると思う。三井不動産のシェアオフィスは、ショッピングセンターに設置されており、家族が買い物中にお父さんは仕事をして、その後みんなで食事するといった利用がされている。
- 公民館のようなスペースであっていいと思う。
- 神奈川県に占用の条件を確認したところ、公共性が必要とのことであったため、どのような公共性を持たせるかは検討する必要がある。
- 一年を通して市民の憩いの場になるのは良いと思う。利用料を取りすぎてもいけないため、民力を活用することが良いが、ハードルは高いと思う。
- 実施主体は市だが、運営は民間が行い、試験的にやってみて良ければ期間を長くするなどステップアップしていくやり方が良いと思う。

・その他

- 大雨が降ると海岸の通路に長靴を履かないと通れないほど水が溜まる。海水浴場として恥ずべき事態であるため、振興策よりも先にそちらを対応してほしい。
- ローカルファーストで子どもありきの地元民が愛せる海岸が良い。海の家でも“地元割”みたいなものがあるといい。地元民と観光客が調和した海岸が良い。
- 朝の時間の有効活用でピーク時の客の分散を図ってはどうか。朝カフェをやっている海の家もあるため、そういった時間の営業で地元民が堪能できるようにすることで、地元民は昼間のピーク時は行かなくてもいいかと思ってもらおうといったことは可能だと思う。

### 3 その他

- ・事務局より、今後のスケジュールについて説明を行った。
  - 今回いただいた意見を資料1に反映し、1月に各メンバーに報告書案を送付して確認していただいた後に市長へご提出いただく。そのため、現在のメンバーでの検討会はこれで最後となる。これまで検討会のために時間を割いてご意見をいただきありがとうございました。
  - 1月以降に次期メンバーの推薦依頼と市民メンバーの募集をさせていただく。